

# 自衛隊が活動できる場所

## これまで(テロ特措法、イラク特措法)

「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる……地域」(第2条)



## 政府提出法案(重要影響事態法案、国際平和支援法案)

「現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。ただし、……搜索救助活動については、この限りではない」(第2条)